

物エネルギー消費性能適合性判定

<p>部分増加床面積」という。)の合計が面積」とい300平方メートル以上う。)がな2,000平方メートル未満の場合</p>	<p>非住宅部分変更床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>非住宅部分変更床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの</p> <p>非住宅部分変更床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの</p> <p>非住宅部分変更床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの</p> <p>非住宅部分変更床面積の合計が5万平方メートル以上のもの</p>	<p>116,000円。ただし、工場等の場合にあっては、47,000円とする。</p> <p>152,000円。ただし、工場等の場合にあっては、71,000円とする。</p> <p>182,000円。ただし、工場等の場合にあっては、88,000円とする。</p> <p>214,000円。ただし、工場等の場合にあっては、110,000円とする。</p> <p>245,000円。ただし、工場等の場合にあっては、131,000円とする。</p>
<p>(イ) 非住宅部分増加床面積がある場合</p>	<p>(ア)に定める区分に応じそれぞれ(ア)に定める額に、aからgまでに定める区分に応じそれぞれaからgまでに定める額を加えた額</p> <p>a 非住宅部分増加床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>86,000円。ただし、工場等の場合にあっては、19,000円とする。</p> <p>b 非住宅部分増加床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>144,000円。ただし、工場等の場合にあっては、38,000円とする。</p> <p>c 非住宅部分増加床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>232,000円。ただし、工場等の場合にあっては、94,000円とする。</p>	<p>(ア)に定める区分に応じそれぞれ(ア)に定める額に、aからgまでに定める区分に応じそれぞれaからgまでに定める額を加えた額</p> <p>a 非住宅部分増加床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>86,000円。ただし、工場等の場合にあっては、19,000円とする。</p> <p>b 非住宅部分増加床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>144,000円。ただし、工場等の場合にあっては、38,000円とする。</p> <p>c 非住宅部分増加床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>232,000円。ただし、工場等の場合にあっては、94,000円とする。</p>

			<p>d 非住宅部分増加床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 303,000円。ただし、工場等の場合にあつては、142,000円とする。</p> <p>e 非住宅部分増加床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 364,000円。ただし、工場等の場合にあつては、176,000円とする。</p> <p>f 非住宅部分増加床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの 427,000円。ただし、工場等の場合にあつては、219,000円とする。</p> <p>g 非住宅部分増加床面積の合計が5万平方メートル以上のもの 490,000円。ただし、工場等の場合にあつては、261,000円とする。</p>
イ ア以外の場合	(ア) 非住宅部分増加床面積がない場合	非住宅部分変更床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	181,000円。ただし、工場等の場合にあつては、22,000円とする。
		非住宅部分変更床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	258,000円。ただし、工場等の場合にあつては、51,000円とする。
		非住宅部分変更床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	318,000円。ただし、工場等の場合にあつては、75,000円とする。
		非住宅部分変更床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	375,000円。ただし、工場等の場合にあつては、92,000円とする。
		非住宅部分変更床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	428,000円。ただし、工場等の場合にあつては、114,000円とする。

<p>メートル以上5万平方メートル未満のもの</p>	<p>る。</p>
<p>非住宅部分変更床面積の合計が5万平方メートル以上のもの</p>	<p>481,000円。ただし、工場等の場合にあつては、136,000円とする。</p>
<p>(イ) 非住宅部分増加床面積がある場合</p>	<p>(ア)に定める区分に応じそれぞれ(ア)に定める額に、aからgまでに定める区分に応じそれぞれaからAまでに定める額を加えた額</p> <p>a 非住宅部分増加床面積の合計が300平方メートル未満のもの 224,000円。ただし、工場等の場合にあつては、23,000円とする。</p> <p>b 非住宅部分増加床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 361,000円。ただし、工場等の場合にあつては、43,000円とする。</p> <p>c 非住宅部分増加床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 516,000円。ただし、工場等の場合にあつては、101,000円とする。</p> <p>d 非住宅部分増加床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 635,000円。ただし、工場等の場合にあつては、149,000円とする。</p> <p>e 非住宅部分増加床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 750,000円。ただし、工場等の場合にあつては、184,000円とする。</p> <p>f 非住宅部分増加床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの 856,000円。ただし、工場等の場合にあつては、228,000円とする。</p>

			g 非住宅部分増加床面積の合計が5万平方メートル以上のもの 962,000円。ただし、工場等の場合にあつては、272,000円とする。			
(3)	法第12条第2項又は第13条第3項の規定による軽微な変更に関する証明書の交付		(2)に定める区分に応じ、それぞれ(2)に定める額			
(4)	法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	ア 当該計画が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合	(ア) 1戸建ての住宅	5,000円		
			(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10,000円	
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円	
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,000円	
				床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	79,000円	
			(ウ) (ア)及び(イ)以外の建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10,000円	
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円	
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	79,000円	
				床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	125,000円	
				床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	158,000円	
				床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	197,000円	
				床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	237,000円	
				イ ア以外の場合	(ア) 1戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの			38,000円
(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	68,000円				
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	113,000円				
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円				
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	237,000円				

			方メートル未満のもの	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	276,000円
	(ウ)	a	モ	
	(ア)		デル	
	及		建物	
	び		法に	
	(イ)		よる	
)		以外	
	の		建	
	建		築	
	物		物	
			場合	
			床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	144,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	232,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	303,000円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	364,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	427,000円
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	490,000円
		b	a	
			以外	
			の場合	
			床面積の合計が300平方メートル未満のもの	224,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	361,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	516,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	635,000円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	750,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	856,000円
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	962,000円
(5)	法第31条第1項の規定による建築物工	ア	当該計画が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場	
		(ア)	1戸建ての住宅	3,000円
		(イ)	一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住	
			床面積の合計が300平方メートル未満のもの	5,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メ	10,000円

ルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

合

宅以外の住宅	トル未満のもの			
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		22,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの		40,000円	
	(ウ) (ア)及び(イ)以外の建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの		5,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		14,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		40,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		63,000円
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの		79,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの		99,000円
		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの		119,000円
イ ア以外の場合	(ア) 1戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円	
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円	
	(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの		34,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		57,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		97,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの		138,000円
	(ウ) (ア)及び(イ)以外の建築物	a モデル建物法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	43,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	72,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	116,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	152,000円

			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	182,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	214,000円
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	245,000円
		b a	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	112,000円
		以外の	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	181,000円
		場合	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	258,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	318,000円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	375,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	428,000円
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	481,000円
(6) 法第	ア 当該計画が建	(ア) 1戸建ての住宅		5,000円
36条第1	築物エネルギー	(イ) 一の共	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10,000円
項の規定	消費性能基準に	同住宅、長	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円
による建	適合すると市長	屋その他1	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,000円
築物のエ	が認めた場合	戸建ての住	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	79,000円
ネルギー		宅以外の住		
消費性能		宅	(ウ)	
に係る認			(ア)及び	
定の申請			(イ)以外	
に対する			の建築物	
審査			床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	79,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	125,000円
			床面積の合計が1万平方	158,000円

			メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	197,000円
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	237,000円
イ ア以外の場合	(ア) 1戸建ての住宅	省令第1条第1項第2号のイの(1)及び口の(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,000円
			省令第1条第1項第2号のイの(2)及び口の(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	18,000円
	(イ) の共同住宅、長屋その他	省令第1条第1項第2号のイの(1)及び口の(1)に掲げる基準への適合を確認	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	68,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	113,000円

1 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅	する方 法によ る場合	床面積の合計が2,000平方 メートル以上5,000平方メ ートル未満のもの	193,000円	
		床面積の合計が5,000平方 メートル以上のもの	276,000円	
	省令第 1条第 1項第 2号の イの (2)及 び口の (2)に 掲げる 基準へ の適合 を確認 する方 法によ る場合	床面積の合計が300平方メ ートル未満のもの	33,000円	
		床面積の合計が300平方メ ートル以上2,000平方メ ートル未満のもの	56,000円	
		床面積の合計が2,000平方 メートル以上5,000平方メ ートル未満のもの	102,000円	
		床面積の合計が5,000平方 メートル以上のもの	153,000円	
(ウ) (ア) 及び (イ) 以外 の建 築物	a モ デル建 物法に よる場 合	床面積の合計が300平方メ ートル未満のもの	86,000円	
		床面積の合計が300平方メ ートル以上2,000平方メ ートル未満のもの	144,000円	
		床面積の合計が2,000平方 メートル以上5,000平方メ ートル未満のもの	232,000円	
		床面積の合計が5,000平方 メートル以上1万平方メ ートル未満のもの	303,000円	
		床面積の合計が1万平方 メートル以上2万5,000平 方メートル未満のもの	364,000円	
		床面積の合計が2万5,000 平方メートル以上5万平 方メートル未満のもの	427,000円	
		床面積の合計が5万平方 メートル以上のもの	490,000円	
		b a 以外の 場合	床面積の合計が300平方メ ートル未満のもの	224,000円
			床面積の合計が300平方メ ートル以上2,000平方メ ートル未満のもの	361,000円
		床面積の合計が2,000平方 メートル以上5,000平方メ ートル未満のもの	516,000円	

			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	635,000円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	750,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	856,000円
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	962,000円

(備考) 1 この項の(4)又は(5)の場合において、一の申請に係る計画に2以上の棟に係る部分が含まれているときは、それぞれの棟に応ずる(4)又は(5)に定める額を合算した額とする。

2 次の(1)から(6)までに掲げる規定の場合において、一の申請が住宅以外の部分を含むものに係るものであるときは、当該規定に定める額に、当該住宅以外の部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次の(1)から(6)までに定める規定に定める額を加えた額とする。

- (1) この表の(4)のAの(A)又は(I) 同Aの(U)
- (2) この表の(4)のIの(A)又は(I) 同Iの(U)
- (3) この表の(5)のAの(A)又は(I) 同Aの(U)
- (4) この表の(5)のIの(A)又は(I) 同Iの(U)
- (5) この表の(6)のAの(A)又は(I) 同Aの(U)
- (6) この表の(6)のIの(A)又は(I) 同Iの(U)

3 この表の(4)又は(5)の場合において、法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出があったときは、この表の(4)又は(5)に定める額に、第8項の表の(1)に定める区分に応じ、それぞれ同表の(1)に定める額を加えた額とする。